

## 熊野町地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため熊野町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は別表に掲げる団体又は機関等を代表する者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に掲げる者のほか、町長が必要と認めるときは、協議会の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (協議結果の尊重)

第7条 協議会で協議が整った事項については、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域公共交通計画を担当する課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体又は機関等
地方公共団体	熊野町
関係する公共交通事業者等	広島電鉄 株式会社 朝日交通 株式会社 有限会社 日の丸タクシー 安芸交通 株式会社 西日本自動車 株式会社
道路管理者	広島県土木建築局 熊野町建設農林部
公安委員会	広島県警察海田警察署
地域公共交通の利用者	熊野町自治会連合会
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
その他地域公共団体が必要と認めるもの	熊野町議会 国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島県地域施策局 熊野町商工会 熊野町社会福祉協議会 熊野町健康福祉部